債権者集会招集

平成２１年（フ）第３８５号
徳島市富田橋１丁目32番地２
破産者　株式会社リスコ
１　期日　平成22年６月７日午前10時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年５月28日　　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８０１号
大阪市港区築港４丁目10番23号
破産者　姫田　明人
１　期日　平成22年６月29日午後３時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年５月27日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１０２１号
大阪市平野区加美北７丁目７番39号　セグレスト平野506号
破産者　田中　　正
異議申述期間　平成22年７月20日まで
平成22年５月25日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第６６３号
千葉県船橋市本郷町402―１サルム103、住民票上の住所千葉県習志野市実籾３丁目１番８号
破産者　石田　正子
免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
平成22年５月21日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６６４号
千葉県船橋市本郷町402―１サルム103、住民票上の住所千葉県習志野市実籾３丁目１番８号
破産者　石田　瑞寶
免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
平成22年５月21日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

免責許可決定

平成２２年（フ）第９号
長崎県佐世保市花高３丁目１番７―404号、旧住所長崎県東彼杵郡川棚町白石郷967番地60
破産者　佐藤　由香（旧姓高島）
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
長崎県北松浦郡江迎町猪調免563番地１
破産者　河野　秀香（旧姓田中）
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第７号
金沢市長田本町ト75番地１
清算株式会社　株式会社スタッフ東京
代表清算人　品田　恭宏
１　決定年月日　平成22年５月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
金沢地方裁判所

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第１号
栃木県足利市久松町47番地
清算株式会社　アシリ・リネンサービス株式会社
１　決定年月日　平成22年５月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所足利支部

更生計画案提出期間の伸長

平成２２年（ミ）第１号
東京都品川区東品川２丁目４番11号
更生会社　株式会社日本航空
平成２２年（ミ）第２号
東京都品川区東品川２丁目４番11号
更生会社　株式会社日本航空インターナショナル
平成２２年（ミ）第３号
東京都品川区東品川２丁目４番11号
更生会社　株式会社ジャルキャピタル
主文　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期を平成22年８月31日と、更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間の終期を平成22年７月30日と、それぞれ変更する。
平成22年５月25日
東京地方裁判所民事第８部

再生手続終結

平成１７年（再）第３号
秋田県能代市落合字下大野17番地
再生債務者　オータカランバー株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成22年５月24日
秋田地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第２２号
秋田市仁井田目長田２丁目１番19号　セジュール目長田Ⅱ102
再生債務者　長谷川俊之
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月14日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月28日から平成22年７月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（再イ）第３５号
埼玉県越谷市東柳田町12番17号　アーベントハイム越谷101号
再生債務者　石沢　貴行
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月14日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月28日から平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２２年（再イ）第３６号
埼玉県越谷市東柳田町12番17号　アーベントハイム越谷101号
再生債務者　石沢　美晴
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月14日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月28日から平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２２年（再イ）第２１２号
札幌市豊平区月寒西１条３丁目３番１―602号
再生債務者　黒田　賢一
１　決定年月日時　平成22年５月25日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月15日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月29日から平成22年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第７号
秋田市土崎港南１丁目７番40号
再生債務者　浅野　純一
１　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月15日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月29日から平成22年７月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（再イ）第３２号
秋田市土崎港中央３丁目１番54号
再生債務者　玉谷　治人
１　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月15日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月29日から平成22年７月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（再イ）第３４号
秋田県潟上市天王字塩口北野４番地　塩口北野団地１―２―３
再生債務者　安田　新治
１　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月15日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月29日から平成22年７月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部